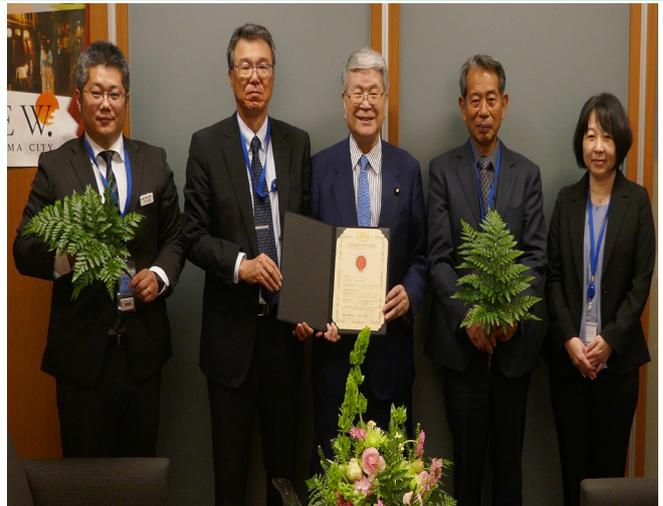




種子島レザーリーフファン 国のG I 保護制度登録



J A種子屋久は、種子島の特産品であるレザーリーフファンのG I（地理的表示保護制度）登録に取り組み、令和6年3月27日に晴れて登録となりました。

G Iとは、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護する制度です。種子島レザーリーフファンが昭和60年頃から栽培が始まり日本一の産地になったという歴史と、バガスを活用する独自の栽培方法、厳しい選別により輸入品と比べても高い品質と持ちの良さが認められ、今回の登録にいたりしました。

鹿児島県の農畜産物では、種子島安納芋やえらぶゆりなどに続き7つ目の登録となります。県下7品目のうち2つが種子島ということで、今後相乗効果にも期待したいところです。

3月27日に農林水産省にて開催された授与式であいさつを行った鎌田昭一常務は、「脇役として使われることが多いからこそ、主役より先に枯れることは無い」と、その品質の高さを改めてPRしました。

また、授与式後には野村前農水大臣を訪ね、登録の報告を行いました。前大臣は「鹿児島の人でも種子島でレザーリーフファンを栽培していると知らない人も多いと思う。登録を機にさらに知名度向上につなげてほしい」と話しました。

J Aでは、登録に向けた取り組みを5年以上にわたり続けてきましたが、登録は品質の良さのお墨付きをもらったにすぎず、ゴールではありません。今後PRに活用しながら産地として市場のニーズに応え、これまで通り高品質なレザーリーフファンを安定的に出荷することが引き続き求められます。

◎地理的表示（G I）保護制度とは

地域で育まれた伝統を有し、その高い品質等が生産地と結びついている農林水産物や食品等の名称を、品質基準とともに国に登録し、農林水産省が知的財産として保護する制度です。鹿児島県内では「鹿児島壺造り黒酢」「桜島小みかん」「辺塚だいたい」「鹿児島黒牛」「えらぶゆり」「種子島安納いも」に続き7例目となります。

